

さいたま市と岩槻市の 合併協議について



平成16年4月

- さいたま市 -

はじめに

さいたま市は、政令指定都市として2年目の春を迎えました。

平成14年12月に策定された、さいたま市総合振興計画基本構想では、本市の将来都市像を

「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」

「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」

「若い力の育つゆとりある生活文化都市」

と定め、本年2月に策定された、さいたま市総合振興計画基本計画のもとに、その実現を目指し、様々な分野で施策を展開しています。

旧浦和市・旧大宮市・旧与野市の3市合併により、平成13年5月1日に誕生した本市は、現在、全国的な議論の最中にある市町村合併の先駆けとも言え、合併を模索している全国の市町村のモデル的存在です。

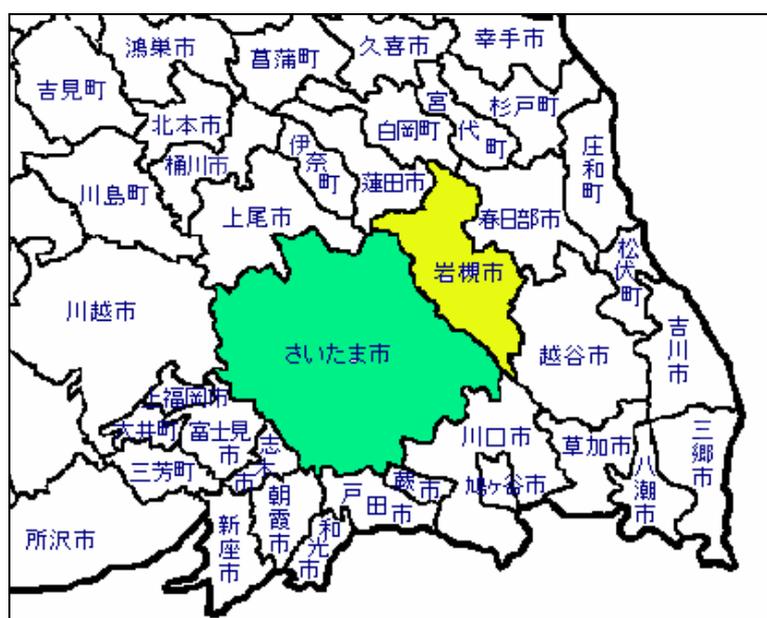
このような本市に、昨年2月、隣接している岩槻市より合併協議の申し入れがありました。この申し入れに対し、本市では、合併するか、しないかの合併の是非を含めて協議していくこととし、現在、さいたま市・岩槻市任意合併協議会を設立し、協議を進めているところです。

市民の皆様には、市報や市のホームページ、協議会が発行する協議会だよりなどにより、協議の状況や岩槻市の紹介などの情報をお知らせしてきましたが、このたび、これらの主な内容を整理し本資料を作成いたしましたので、今回の合併協議について更に理解を深めるためにご活用ください。

平成16年4月

<目 次>

さいたま市と岩槻市の合併協議の経緯	1
岩槻市ってどんなまち	3
岩槻市との交流	5
さいたま市と岩槻市を比べてみると	
○面積	7
○人口	9
○財政状況	11
合併協議の状況	12
岩槻市と合併すると	
○都市イメージ	15
○行財政運営	16
○事務事業一元化の調整方針	17
○新市建設計画（素案）	18
今後の合併協議の進め方	21
編入合併の概要	22



合併協議の経緯

平成15年 1月26日 岩槻市において合併についての意思を問う住民投票実施

- ・ 「春日部市を含む1市3町との合併」「さいたま市との合併」「合併しない」の3者択一のなかで「さいたま市との合併」を望む票が多数を占める。

各選択肢の得票数及び得票率

選 択 肢	得票数	得票率 (%)
合併しない	17,280	38.83
合併に賛成のとき	27,222	61.17
さいたま市との合併	23,412	52.61
春日部市を含む1市3町との合併	3,810	8.56

※注 3町とは宮代町、杉戸町、庄和町

2月 5日 岩槻市から住民投票の結果を受け本市に合併協議の申入れ

2月24日 本市から岩槻市へ任意の協議会を設置することとしたい旨を回答

岩槻市議会が任意の合併協議会設置に関する決議

3月12日 さいたま市議会が任意の合併協議会設置に関する決議

6月 3日 さいたま市・岩槻市任意合併協議会 設立準備会開催

- ・ 両市の市長、市議会正副議長、助役の合計8名により任意合併協議会の設立について協議を行う。

7月15日 さいたま市・岩槻市任意合併協議会設立会

- ・ 規約等の報告。
- ・ 協議会委員は、両市の市長、助役、市議会の正副議長、議員各2人、職員1人、学識経験者7人の合計21人。
- ・ 会長は兵藤埼玉大学長、副会長は佐藤目白大学長。

7月15日 第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 協議会に係る各規程について報告。
- ・ 議案として会議の運営規程と予算について承認。
- ・ 協議の基本方針として、編入合併であること、協議は合併特例法の期限を踏まえて行うことなどを確認。

9月29日 第2回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 両市の合併に関する課題や今後の協議の進め方について報告。事業計画や補正予算を承認。

10月～11月 9区の区民会議において委員の意見を伺いました

(区民会議委員 194人 回答者数 147人 回収率 75.8%)

質問内容	回答数	回答率 (%)
①前向きに検討すべきである	67	45.6
②否定的に検討すべきである	30	20.4
③どちらともいえない	40	27.2
④その他	10	6.8
計	147	100.0

11月17日 第3回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 地下鉄7号線延伸整備事業に係わる埼玉県知事の所見の照会に対する回答について報告。

12月25日 第4回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 事務事業の一元化の調整方針や新市建設計画の策定方針を報告。
- ・ 岩槻市が加入している一部事務組合に関する課題解決の方針については岩槻市が、行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い案についてはさいたま市が、また、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員定数の取扱い案については、両市議会において作成するよう提案。

平成16年 1月20日 第5回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 財産の取扱いや介護保険事業、水道事業の取扱いなど8件の事務事業について一元化の調整方針を提案。

2月 6日 第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会開催

- ・ 岩槻市が作成した一部事務組合に関する課題解決の方針について、さいたま市が検討するよう提案。
- ・ 国民健康保険事業をはじめ13件の事務事業について一元化の調整方針を提案。

岩槻市ってどんなまち

岩槻市は、さいたま市の東側に位置し、見沼区と緑区に接しています。岩槻市の北側には蓮田市と白岡町が、東側には春日部市と越谷市があります。

室町時代の後半、太田道灌により岩槻城が築城されると各地から人々に移り住み、江戸時代に入ると岩槻藩2万3千石の情緒豊かな城下町として、また日光御成道の宿場町として栄えてきました。

江戸時代に日光東照宮の造営、修築にあたった工匠たちが始めたと言われる人形づくりは現在にも引き継がれ、日本を代表するひな人形の産地として全国に岩槻の名が知られています。

市制施行

昭和29年7月1日

さいたま市で一番大きな見沼区の約1.6倍あります。

面積

49.16平方キロメートル

9つの区の平均人口(約11万7千9百人)より6千人ほど少ないです。

人口

112,087人(平成16年3月1日現在)

世帯数

41,635世帯(平成16年3月1日現在)

愛称

人形のまち いわつき

7月の岩槻まつりにはジャンボひな段に人間びなが並びます。

祭り

- ・4月には子供の健やかな成長を願って流しびながあります。
- ・古くなった人形に別れを告げる人形供養祭が11月にあります。

市の花木

花：やまぶき 木：つき(槻)……ケヤキの古称

岩槻城跡の新曲輪西側に市指定文化財の大木があります。

市民公募で決まりましたが、太田道灌の古事に縁ゆかりがありそうです。

友好都市

千葉県千倉町 カナダ・ブリティッシュコロンビア州・ナナイモ市

主な公共施設

- ・ 槻の森スポーツセンター ・ 老人福祉センター ・ 市民温水プール
- ・ WATSUコミュニティプラザ ・ 複合施設ふれあいプラザ ・ 郷土資料館

歴史

- 1380年代 岩槻（岩付）という名が歴史上初めて、古文書に登場する。
- 1450年代 この頃岩槻城が築城されたとされます。
- 1590年代 北条氏の滅亡により岩槻城は徳川家家臣の居城となる。
- 1610年代 日光御成道の整備により将軍の泊城となり、城下町・宿場町として栄える。
- 1671年 時の鐘が設置される。
- 1799年 児玉南柯なんかが私塾遷喬館せんきょうかんを開設。12年後に廃校となる。
- 1871年 廃藩置県により岩槻県となり、後に埼玉県に合併。
- 1924年 武州鉄道岩槻・蓮田間が開通。9年後廃止。
- 1929年 総武鉄道（東武鉄道）大宮・粕壁間が開通。
- 1954年 1町6村が合併して岩槻町となり、同年市制を施行して岩槻市となる。
- 1972年 東北自動車道 岩槻・宇都宮間が開通する。
- 1985年 人口が10万人を突破する。

見どころ

- ・ 岩槻城跡の「岩槻公園」の四季 ・ 元荒川の四季の風景 ・ 時の鐘
- ・ 岩槻藩遷喬館 ・ 龍門寺 ・ 浄安寺 ・ 慈恩寺
- ・ 愛宕神社 ・ 久伊豆神社 ・ 慈恩寺親水公園 ・ 十三重塔

主な文化財

国指定

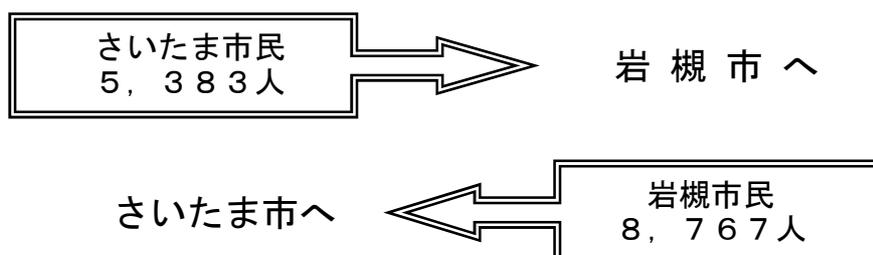
- ・ 刀剣（無名）（県立博物館寄託）
鎌倉時代の刀工、備前国福岡一文字派の助真すけざねの作と伝えられる。
- ・ 真福寺貝塚
縄文時代後期・晩期の遺跡。住居跡をはじめ多数の土器、石器、土偶等が出土している。

県指定

- ・ 児玉南柯なんか日記及び関係書類（県文書館寄託）
日記53冊、著書「漂客紀事ひょうきゃくきじ」など60点が残されている。
- ・ 岩槻藩遷喬館
- ・ 釣上の古式土俵入り
神明社で10月に行われ小学生の豆力士が土俵入りを奉納する。

岩槻市との交流

人口の流入、流出について



岩槻市民のさいたま市への流出が、さいたま市からの流入を 3,300 人余り上回っており、また、さいたま市への流出が流出全体の 26.9% に達しています。

岩槻市民のうち、市外の会社や学校に通う人の約 4 人に 1 人はさいたま市に通っています。

岩槻市における就業者、通学者の流入・流出状況（15歳以上）

	流 入			流 出		
	総 数	就業者	通学者	総 数	就業者	通学者
総 数	27,342	23,460	3,882	32,612	27,876	4,736
さいたま市	5,383	4,526	857	8,767	7,550	1,217
構 成 比	19.7%	19.3%	22.1%	26.9%	27.1%	25.7%

資料：国勢調査 平成 12 年 10 月 1 日現在

※さいたま市とあるのは、旧 3 市の合計

※構成比は少数第 2 位 4 捨 5 入

岩槻市市民意識調査

岩槻市民が市外に依存する買物や行動に関する回答では、さいたま市が多くの項目で第1位を占めています。

行動地域 市民行動	ほとんど市内	市内・市外半々	ほとんど市外					無回答
			さいたま市	春日部市	その他県内	東京都内	その他	
高級衣料品の買物	9.3	16.6	33.9	7.8	4.2	22.2	3.6	2.3
普通衣料品の買物	36.7	34.9	12.4	7.7	3.4	3.3	0.9	0.7
食料品の買物	75.3	17.0	1.2	2.9	2.0	0.1	0.7	0.7
電気製品等の買物	60.0	25.0	5.3	3.5	2.6	2.1	0.7	0.7
本・CD等の買物	53.3	25.0	7.2	4.2	3.1	4.5	1.1	1.7
外食	31.3	47.9	5.2	4.2	3.6	3.9	2.3	1.7
音楽や映画・演劇等の鑑賞	2.0	6.1	40.7	1.4	5.2	35.0	6.3	3.5
総合病院	37.8	20.4	15.6	9.1	6.9	6.2	2.5	1.5
医院・診療所	70.0	15.4	3.1	3.3	2.9	1.8	1.8	1.8

調査対象 市内在住の満18歳以上の市民3,000人（平成13年9月調査）

さいたま市と岩槻市を比べてみると

面積

(1) 行政面積

行政面積は、さいたま市が 168.33 k m²、岩槻市が 49.16 k m²で、さいたま市は県内 90 市町村の中で、大滝村 (330.98 k m²) に次いで 2 番目、岩槻市は 24 番目の広さとなっていますが、41 市の中では、さいたま市が一番目で、岩槻市は 14 番目となっています。

行政面積

区分	さいたま市	岩槻市	計
行政面積 (k m ²)	168.33	49.16	217.49

資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成 13 年 10 月 1 日現在)

さいたま市の区ごとの面積

区分	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区
面積(k m ²)	29.00	16.93	12.78	30.64	8.38
	桜区	浦和区	南区	緑区	区の平均値
	18.60	11.54	13.90	26.56	18.70

両市の区域



(2) 指定都市における状況

さいたま市の行政面積は、指定都市中 12 番目で、岩槻市と合わせた場合も 11 番目の大阪市に僅かに及ばない状況です。

指定都市における市域の状況

平成 13 年 10 月 1 日現在

都市名	行政面積 k m ²	順位	市街化区域 面積 k m ²	市街化区域の 占める割合 %	用途地域		
					住居系 %	商業系 %	工業系 %
さいたま市	168.33	⑫	104.63	62.2	82.9	6.1	11.0
さいたま市 +岩槻市	217.49		115.87	53.3	82.7	6.0	11.3
札幌市	1,121.12	①	247.30	22.1	74.5	13.8	11.7
仙台市	788.09	②	178.62	22.7	74.4	10.2	15.4
千葉市	272.08	⑩	128.68	47.3	74.0	7.1	18.9
川崎市	144.35	⑬	126.93	87.9	66.2	10.6	23.2
横浜市	437.12	⑦	329.44	75.4	74.2	10.1	15.7
名古屋市	326.45	⑨	301.04	92.2	61.8	15.5	22.7
京都市	610.22	④	150.00	24.6	65.4	12.7	21.9
大阪市	221.59	⑪	211.45	95.4	43.9	19.7	36.4
神戸市	549.98	⑤	197.62	35.9	72.1	7.1	20.8
広島市	741.75	③	156.51	21.1	73.1	11.6	15.3
北九州市	485.09	⑥	192.90	39.8	61.1	10.1	28.8
福岡市	340.00	⑧	156.51	45.0	72.9	11.1	16.0
平均	477.40		190.89	51.7	69.0	11.2	19.8

人口

(1) 主な指標

平成16年3月1日現在の両市の人口は、さいたま市が1,061,247人、岩槻市が112,087人となっています。

人口密度は、さいたま市が6,305人/k㎡、岩槻市は2,280人/k㎡となっています。

両市の人口と世帯数

平成16年3月1日現在

区 分	さいたま市	岩槻市	計
人口 (人)	1,061,247	112,087	1,173,334
世帯数 (世帯)	429,862	41,635	471,497
人口密度 (人/k㎡)	6,305	2,280	5,395

さいたま市の区ごとの人口と世帯数

平成16年3月1日現在

区 分	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区
人口 (人)	82,224	131,264	105,803	151,322	89,107
世帯数 (世帯)	30,462	53,302	44,680	58,139	37,886
	桜区	浦和区	南区	緑区	区の平均値
	91,932	139,441	166,393	103,761	117,916
	37,982	58,609	69,987	38,815	47,762

(2) 指定都市における状況

さいたま市の人口は、広島市に次いで 10 番目ですが、岩槻市を含めると広島市を抜いて 9 番目となります。

主な人口指標

都市名	人口 (人)	順位	世帯数 (世帯)	1世帯 当たり (人)	区数
さいたま市 +岩槻市	1,168,279	⑨	463,274	2.52	—
札幌市	1,861,684	④	833,100	2.23	10
仙台市	1,023,609	⑪	436,751	2.34	5
千葉市	914,145	⑬	370,769	2.47	6
川崎市	1,295,717	⑧	578,924	2.24	7
横浜市	3,533,573	①	1,465,638	2.41	18
名古屋市	2,194,970	③	934,796	2.35	16
京都市	1,465,381	⑥	641,063	2.29	11
大阪市	2,626,732	②	1,217,745	2.16	24
神戸市	1,517,024	⑤	638,597	2.38	9
広島市	1,139,915	⑨→⑩	476,116	2.39	8
北九州市	1,002,184	⑫	419,482	2.39	7
福岡市	1,384,149	⑦	634,682	2.18	7
平均	1,616,729	—	697,790	2.32	10.5

※ 平成 16 年 2 月 1 日現在の推計人口

財政状況

<主要財政指標>

財政基盤の強さを示す財政力指数は、さいたま市が**0.999**、岩槻市が**0.785**で、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、さいたま市が**84.8%**、岩槻市が**88.8%**となっています。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつである公債費負担比率は、さいたま市が**14.6%**、岩槻市が**14.9%**ですが、地方債の許可制限に係る指標である起債制限比率は、さいたま市が**12.8%**、岩槻市が**12.0%**となっています。

平成14年度決算の財政指標

区 分	さいたま市	岩槻市	全国中都市平均	政令市平均
財政力指数	0.999	0.785	0.82	0.786
経常収支比率	84.8	88.8	87.4	92.0
公債費負担比率	14.6	14.9	14.5	20.0
起債制限比率	12.8	12.0	10.3	14.6
地方税／歳入	56.3	43.7	46.9	39.0
義務的経費／歳出	42.6	43.2	46.0	45.0

資料：県市町村課「平成14年度 市町村別決算状況」ほか

用語の解説

財政力指数

財政力の強弱を示す指標として用いられ、その数字が大きいほど財政力が強いことを示します。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標として用いられ、その数字が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示します。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示します。

起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標で、**20%**を超えると起債が制限されます。

義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費。

中都市

政令市、中核市、特例市を除いた人口10万人以上の市。

合併協議の状況

協議会では、まず両市の合併の是非を協議するため、両市の合併に関する課題の整理を行うとともに、両市が合併する場合を想定し、合併協定項目となるべき事項について、平行して協議を行うこととなりました。

また、協議会委員が円滑な協議を行うため、共通の認識が必要との判断から、会長より協議を始めるにあたっての基本方針が示されました。

合併協議にあたっての基本方針

協議事項

—平行して協議を行う—

- 両市の合併に関する課題の整理。
- 両市が合併する場合を想定し、合併協定項目となるべき事項。

協議の前提

- 両市の合併に関し、その是非も含めて協議を行うこと。

—合併する場合は—

- 合併の方式は、岩槻市の区域をさいたま市の区域に編入する「編入合併」とする。
- 議員の定数は、「編入合併特例定数」とする。

協議の期間

協議会では、市町村の合併の特例に関する法律の期限（平成17年3月）を踏まえ、協議を行うこと。

合併に伴う課題の整理

地下鉄7号線延伸に関する課題

さいたま市のこれまでの取組み

- 平成12年1月の運輸政策審議会の答申を踏まえ、さいたま市は、埼玉県・岩槻市・蓮田市で構成する埼玉高速鉄道延伸首長会議において延伸の検討を始めました。
- 3市合併時の新市建設計画に延伸を進める記述。
- さいたま市総合振興計画基本計画に延伸を進める記述。



合併の有無にかかわらず、さいたま市の課題。

課題となった理由

浦和美園駅から岩槻までの地下鉄7号線延伸部分については、岩槻市と合併した場合、さいたま市の区域内となることから、合併協議を進めるうえで、県の対応を確認する必要がありました。



県知事の所見を伺うため、照会文書を提出しました。



埼玉県が地下鉄7号線延伸に関する基本的な考え方を4原則2課題にまとめ、県と両市間において共通認識が図られた結果、今後も県と共働していくことが確認されました。

4原則

- 1 スケールメリットの活用
- 2 運政審答申の尊重
- 3 地元の期待を踏まえて検討
- 4 3者共働しての推進

2課題

- 1 検討委員会
- 2 埼玉高速鉄道の経営改善



鉄道の計画・経営に携わってきた専門家を中心とした委員会を設置し、埼玉高速鉄道の延伸及び経営上の課題について二つの部会で検討を進めています。

- 延伸部会
- 経営部会



本年12月頃に結果をとりまとめる予定です。

一部事務組合に関する課題

課題となった理由

埼葛清掃組合（岩槻市・春日部市・庄和町で構成）

埼葛清掃組合で処理をしている岩槻市分のし尿処理は、さいたま市の現有施設では処理能力が不足し、受け入れが困難なため課題となりました。

埼葛斎場組合（岩槻市・春日部市・蓮田市・庄和町・杉戸町・白岡町で構成）

さいたま市での受け入れは可能ですが、施設の改築事業が進んでいる中で、負担金の問題や組合からの脱退の可能性とその時期、精算額等について総合的に検討する必要があるため課題となりました。

春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町の
1市3町も現在**合併協議中**です。



岩槻市において課題解決の方針案を作成

埼葛清掃組合

し尿処理事業は、合併後においても埼葛清掃組合の現施設において処理を継続し、事業形態については委託方式とする方向で組合と調整する。

埼葛斎場組合

組合は脱退する。なお、慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、合併後2年間に限り、新市の住民負担と同額を負担し利用することができる。



岩槻市が作成した課題解決の方針について、現在、さいたま市において、その内容を検討しています。

岩槻市と合併すると

都市イメージ

さいたま市の将来都市像は、

- ①多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- ②見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- ③若い力の育つゆとりある生活文化都市

であり、岩槻市との合併は、この3つの将来都市像の観点から次のように捉えることができます。

①歴史（「城下町」「宿場町」、文化・観光（史跡、神社仏閣）、地場産業（「岩槻人形」）などの魅力を持つ岩槻市

さいたま市にとって、**新たな文化的資源を活用した多彩な都市づくりの可能性が広がることとなります。**

②東北自動車道と国道16号の結節点である岩槻ICを抱える岩槻市

さいたま市にとって、「**東日本の交流拠点都市**」としての期待がさらに高まることとなります。

③総面積に占める市街化調整区域の面積の割合が77%と比較的高い岩槻市（参考）さいたま市は38%

さいたま市にとって、**ポテンシャルの高い区域が広がることとなります。**

④緑被率（総面積に占める農地、公園等の緑地の割合）が47%と比較的高い岩槻市（参考）さいたま市は26%

さいたま市にとって、**首都圏の政令指定都市としては、特徴的な「みどり豊かな都市」をアピールできます。**

★財政状況

①財政力指数（H14 年度決算ベース）

さいたま市の 0.999 に対して岩槻市は 0.785 ですが、他市に比べ、それなりの財政基盤を持っており、特に他の政令指定都市との比較では遜色ない数値となっています。

参考

全国市平均	0.67
政令市平均	0.79

②財政規模（H14 年度決算、普通会計ベース）

さいたま市の約 3,100 億円程度に対して、岩槻市は約 330 億円程度で、さいたま市の約 1/10 の規模です。

→ 合併したとしても、さいたま市のこれまでの健全な財政状況に大きな変化が生じることはないと思込まれます。

★合併特例債の活用

岩槻市と合併する場合、約 401 億円の有利な起債（元利償還金の 70%が国から交付税措置される）が可能となります。

★行財政運営の効率化

市の行政組織における、総務・企画等の管理部門の効率化（100 人超の効果）により、相対的にサービス提供や事業実施部門の強化を図ることができます。

→ さいたま市にとって、市民ニーズに的確に対応した、より高度な行財政サービスの提供が可能になります。

事務事業一元化の調整方針



合併すると、さいたま市民
にとって、サービスや負担
はどうなるのかな？

「編入合併を前提として、さいたま市の制度を基本に調整を行う」という事務事業一元化の基本方針が示されており、**さいたま市の市民サービスや市民負担は合併によって変わることはありません**

市・区の名称や市役所の
場所は？

さいたま市という名前や区の名称も変わりませんので、住所の表示も変わりません。

ごみの出し方は変わる
の？

分別方法や収集回数及び粗大ごみの処理手数料などの変更はありません。

市民税はどうなるの？

個人市民税や固定資産税などの税率や納付期限の変更はありません。

国民健康保険や介護保
険は？

国民健康保険の税率や介護保険料は変更ありません。

医療給付や介護サービスの内容はさいたま市の制度に統一されます。

水道・下水道料金は？

水道料金や下水道使用料はさいたま市の料金体制に統一されますので、変更はありません。

住民票や印鑑証明、戸籍
の証明書の手数料は？

使用料・手数料は、原則としてさいたま市に統一されますので、料金の変更はありません。

福祉事業の取り扱いは、さいたま市の制度に統一されます。

○社会福祉事業 ○障害者福祉事業 ○高齢者福祉事業 ○児童福祉事業

新市建設計画素案(協議会に提案)

新市建設計画とは、合併後の市町村のまちづくり全般のマスタープランとしての役割を果たすもので、おおむね10カ年程度の期間について定めるものです。

計画案は、さいたま市の総合振興計画を基本とし、新たに加わることとなる岩槻市の地域資源やポテンシャルを活用・顕在化させることによって、さいたま市の更なる発展を目指す計画内容となっています。



新市建設の基本理念と将来都市像

新市建設の基本理念

●市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

●人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切に、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

●未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

将来都市像

●多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市

新市には、交通の要衝という特性に加え、高速道路の利便性にも優れ、120万人規模の人口、様々な都市機能の集積があります。これらを活かし、更に拠点性を高めながら、国内外と交流する活力ある自立都市を目指します。

●見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市

新市には、首都圏有数の自然資源である見沼田圃や荒川などがありますが、このような空間を保全、再生、創出するとともに、地球環境の問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指します。

●若い力の育つゆとりある生活文化都市

福祉・教育などの社会的なサービスや生活基盤の充実を図り、すべての市民が質の高い、心豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、時代を担う人材を育て、新しい文化を生み出す個性と魅力あふれる都市を目指します。

岩槻区域の位置付け

●多核連携型の都市構造における拠点性

- ・道路、交通機能の向上
- ・交流の活性化を通じた都市機能の充実

➡ 岩槻駅周辺の拠点性の向上 ➡ さいたま市内の拠点都市との連携
多核連携型の都市構造における拠点都市としての役割を担う

●特色ある文化の創出と交流の活性化

- ・地域固有の歴史や文化
- ・伝統的な「人形づくり」

➡ 特色ある地域の文化形成と盆栽村などとの連携
歴史的な文化を広く情報発信し、交流の拠点を形成

●恵まれた水と緑を生かした居住空間の提供

- ・斜面緑地をはじめとする緑の空間
- ・綾瀬川や元荒川の水辺空間

➡ 周辺の自然環境との調和
水と緑に恵まれた居住空間の提供

都市構造の基本方針

●都市軸の構成と機能

都市構造を首都圏の全体的な都市構造の中で捉える

- ・新市を貫く首都圏の放射方向（南北）軸 ➡ 「中央都市軸」 ➡ 新市の主軸
- ・環状方向（東西）軸 ➡ 「交流連携軸」 ➡ 業務核都市などとの連携

●土地利用ゾーンの構成

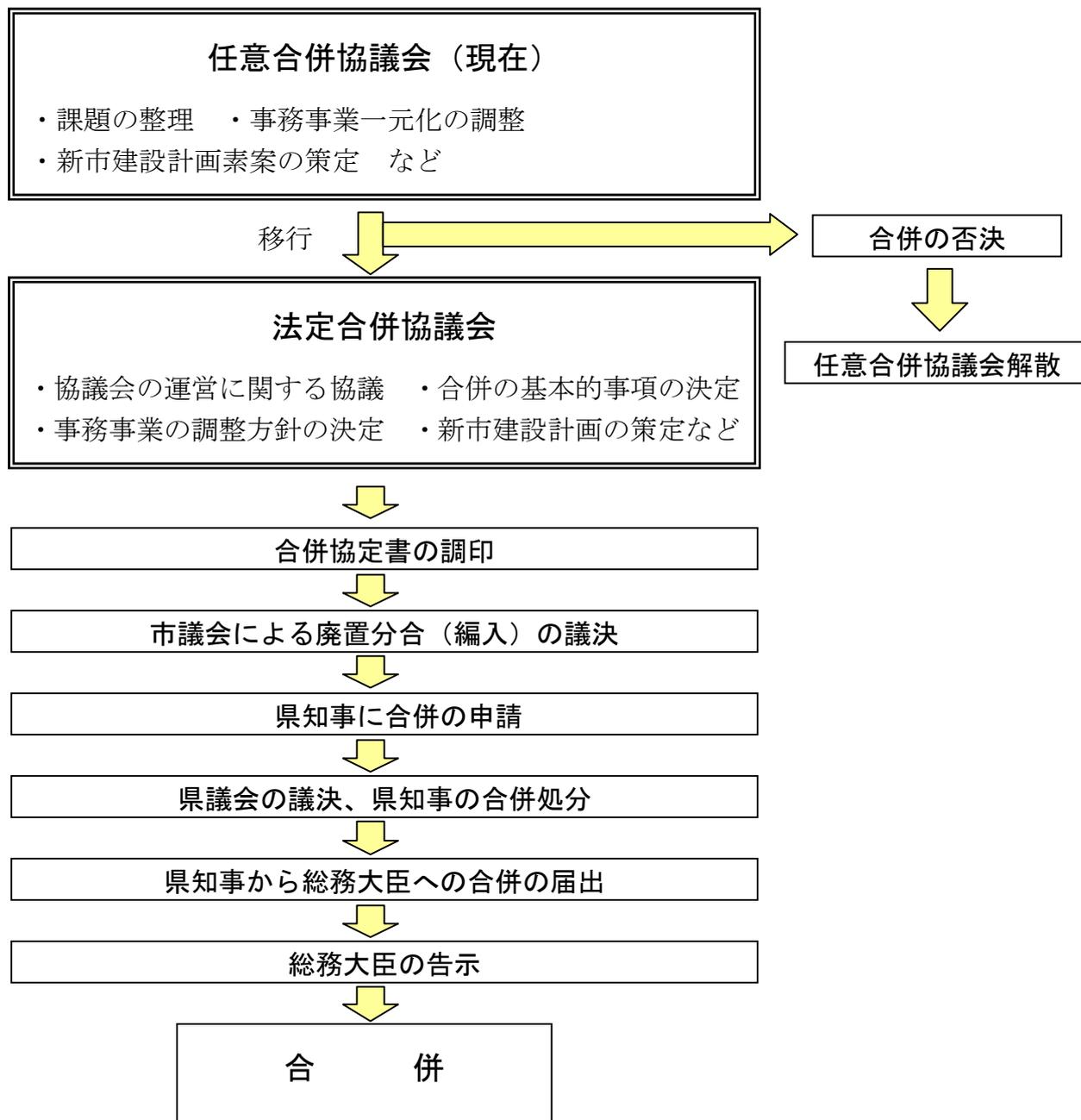
- ・「都市ゾーン」 ➡ 新市中央部を南北方向に縦断する鉄道に沿った区域
- ・「市街地ゾーン」 ➡ 都市ゾーンの東西両側に広がる市街地
- ・「緑地ゾーン」 ➡ 見沼田圃、荒川河川敷、元荒川を中心に市街地包囲

●拠点の構成と機能

- ・都心 ➡ 大宮駅周辺、さいたま新都心周辺、浦和駅周辺
- ・副都心 ➡ 日進宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区
- ・地域拠点 ➡ 行政区レベルでの市民の日常生活の中心となる拠点

合併協議の進め方

現在、合併の是非も含めて、編入合併を前提に合併特例法の期限を踏まえ協議を行っておりますが、合併することとなった場合は、下図のようなイメージで進められる予定です。



（合併特例法の失効日 H17. 3. 31）

※ 合併特例法とは、「市町村の合併の特例に関する法律」をいう。

編入合併の概要

項目	内容	適用法	
定義	市の区域の全部若しくは一部を他の市に編入することで市の数の減少を伴うもの。	合併特例法 2 ①	
法人格	編入する市の法人格が継続する。	合併特例法 2	
合併市の名称	編入する市の名称となる。	自治法 3 ①	
財産の取扱い	編入する市が引き継ぐ。	自治法 7 ④・⑤	
事務所の位置	編入する市の事務所の位置となる。	自治法 4	
区の設置	編入する市の区は、そのまま存続し、編入される市の区域は、新区又は編入する市の区の一部となる。	自治法 2 5 2 の 2 0	
市長	編入する市の長は変わらず、編入される市の長は失職する。	自治法 1 3 9 ②	
議会の議員	原則	編入する議会の議員は在任し、編入される市の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)	自治法 8 9、9 1、公選法 1 5 ⑥
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市の議会の議員で合併市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	①合併特例法 6 ②合併特例法 7
農業委員会の委員	原則	編入する市の委員はそのまま在任し、編入される市の委員は全て失職する。	農委法 3 ①
	特例	編入される市の委員(選挙)のうち、合併市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市の委員の残任期間在任できる。	合併特例法 8
特別職の職員	編入する市の特別職の職員は在任し、編入される市の特別職の職員は全員失職する。	自治法 1 6 1 ②、1 6 8 ②	
一般の職員	編入する市の職員は、在任し、編入される市の職員は、全員編入する市に引き継がれる。	合併特例法 9	
条例・規則	編入する市の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	合併特例法 2	

※ 1 合併特例法とは、「市町村の合併の特例に関する法律」をいう。

※ 2 自治法とは、「地方自治法」をいう。

※ 3 公選法とは、「公職選挙法」をいう。

※ 4 農委法とは、「農業委員会等に関する法律」をいう。

さいたま市では、岩槻市との合併協議にあたっては、市民の皆様のご意見を参考にしながら、市議会と充分連携を図り、協議を進めていきたいと考えております。

合併協議の状況（会議の資料・議事録等）につきましては、市役所・各区役所の情報公開コーナーで閲覧できるとともに、インターネット等でも閲覧（資料のみ）できます。

●さいたま市公式Webサイト <http://www.city.saitama.jp/>

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

●事務局所在地

〒330-0061 浦和区常盤6-4-21
（財）埼玉県勤労者福祉センター（ときわ会館）1階
TEL 814-0296～0297
FAX 814-0305

●さいたま市・岩槻市任意合併協議会ホームページ

<http://business3.plala.or.jp/sai-iwa/>

この資料についてのご意見ご質問は

〒330-9588 浦和区常盤6-4-4

さいたま市 政策企画部 政策調査課

TEL 048-829-1065（直通）

FAX 048-829-1985